

決議(案)

東京・名古屋・大阪の三大都市圏を超高速で結ぶリニア中央新幹線は、全国新幹線鉄道整備法に基づき、「国民経済の発展」、「国民生活領域の拡大」、「地域の振興」といった目的を達成するため整備が進められる国家的プロジェクトである。

昭和48年には、全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画を決定し、主要な経過地として『奈良市附近』と定められた。また、平成23年5月に決定された整備計画においても改めて『奈良市附近』が主要な経過地として明記されている。

これは、新幹線駅も空港もない本県にとっては大きな前進であり、将来の我が国の発展の国土軸に乗るという大きな望みが達せられることとなった。

しかし、東京・名古屋間では、環境影響評価に係る手続きを経て、昨年10月に全国新幹線鉄道整備法に基づく工事実施計画が認可され、12月には工事が着工されたが、名古屋・大阪間では、計画段階環境配慮書すら示されておらず、駅位置やルートが絞り込まれていない。

また、名古屋より東側の各県では、駅位置やルートが絞り込まれたことにより、リニア駅へのアクセスや駅周辺の整備など駅周辺のまちづくりを進めるに当たっての具体的な検討が進んでいるが、名古屋より西側の各県ではその検討すら進められない状況である。このため、本県における駅位置及びルートの早期確定が必要である。

よって、我々は、この憂慮すべき現状を打破し、リニア中央新幹線の効果を、東海道新幹線と北陸新幹線と相まって、関西全体の、ひいては本州の太平洋側から日本海側までの地域全体の発展に最大限生かすため、次の事項について一致協力して強力な運動を展開するものとする。

1 「奈良市附近」の駅位置及び三重・奈良ルートの早期確定

- (1) 「奈良市附近」駅周辺でのまちづくりの具体的な検討や事業促進に向けた環境整備を着実に図られるよう、駅位置・ルートを早期に確定すること。
- (2) 「奈良市附近」の駅位置は、リニア効果が県南部さらには紀伊半島全体に及ぶよう交通結節性の高い位置とすること。
- (3) ルートは、リダンダンシーの観点から、整備計画通り、「奈良市附近」を経由地とする、三重・奈良ルートとすること。

2 環境影響評価に係る手続きの早急な着手

「奈良市附近」の駅位置及び三重・奈良ルートを早期に確定するため、速やかに名古屋～大阪間の環境影響評価手続きに着手すること。

3 早期事業化による全線同時開業

- (1) リニアの効果が広く全国に行き渡るよう、間を置くことなく名古屋～大阪間の早期事業化を図り、全線同時開業を目指すこと。
- (2) そのために必要となるJR東海への支援策を早期に具体化すること。

以上、決議する。

平成27年5月27日

リニア中央新幹線建設促進奈良県期成同盟会